

# 個人情報取扱いに関する約款

賃貸人（以下「甲」といいます。）、賃借人（申込者を含みます。以下「乙」といいます。）及び賃借人のＳＢＩギャランティ株式会社（以下「丙」といいます。）に対する求償債務を連帯して保証する者（連帯保証予定者を含みます。以下「連帯保証人等」といいます。）は、家賃等保証サービス契約（以下「原契約」といいます。）の申込を行い、又は適用を受けるにあたり、「個人情報取扱いに関する約款」（以下「本約款」といいます。）における次の条項（以下「本条項」といいます。）に同意するものとします。

## 第1条（個人情報の取得・保有・利用・預託）

甲、乙及び連帯保証人等は、原契約の申込を行い、又は適用を受けるにあたり、丙が以下の個人に関する情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）についてしかるべき保護措置を講じた上で、取得・保有・利用・預託することに同意します。

- ① 丙の所定の申込書、契約書及び契約変更に係る届出書に記載及び申告した甲、乙及び連帯保証人等（これらが法人の場合は、当該法人の役員及び従業員等を含みます。）の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤続年数、役職、収入（源泉徴収票等の徴求も含みます。）、資産、負債、世帯年収、家族構成、緊急連絡先、入居者、住居状況、電子メールアドレス、健康保険の種類、他の債務の返済状況等に関する「属性情報」（原契約締結後に丙が甲、乙及び連帯保証人等から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。）
- ② 原契約に関する支払いのための「口座情報」及び月々の支払状況・履歴等に関する「取引情報」
- ③ 原契約に関する申込日、保証契約日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」
- ④ 原契約の締結内容及び後日の交渉内容等、「事後の証跡のために必要な情報」（運転免許証、パスポート及び外国人登録書等に記載された本人確認のための情報）、「乙及び連帯保証人等、緊急連絡先、入居者からの問い合わせ又はご連絡した際等の会話の記録情報」、「官報や電話帳等一般に公開されている情報」、「裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報」を含みます。）

## 第2条（個人情報の利用目的）

丙は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。

- ① 原契約の締結可否の判断のため
- ② 原契約の締結及び履行のため
- ③ 原契約に基づく求償権の保全・行使のため
- ④ 新商品及び新サービス情報のお知らせを行うため
- ⑤ マーケティング及び統計分析を行うため
- ⑥ 丙が、丙の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業のサービス案内の送付を行うため
- ⑦ その他前各号に関連する目的のため

## 第3条（センシティブ情報）

乙及び連帯保証人等は、原契約を締結する当事者が乙及び連帯保証人等本人であることを丙が確認するため、運転免許証・パスポート・健康保険証・住民票等の個人を証明する書類を丙に対して提出することに同意します（原契約締結後の住所確認のためのものも含みます。）。

## 第4条（第三者への提供）

丙は、収集した個人情報を以下の場合を除くほか、予め本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑤ 第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、甲、乙、連帯保証人等、緊急連絡先、入居者、管理会社、仲介会社その他しかるべき第三者へ個人情報の提供を要すると丙が判断した場合

## 第5条（委託）

丙は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を、甲、乙及び連帯保証人等の同意を得ることなく委託できるものとします。その場合、丙は、個人情報が安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 第6条（個人情報の保護対策）

1. 丙は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理します。
2. 丙の保有するデータベースシステムについても、アクセス制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じます。
3. 甲、乙及び連帯保証人等の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩等がないよう、必要かつ適切な監督を行います。

## 第7条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 甲、乙及び連帯保証人等は、丙に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、丙に開示を求める場合、第9条記載の窓口への連絡により行うものとし、開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細に関する問合せについても同様とします。
2. 甲、乙又は連帯保証人等からの連絡により個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、丙は、その指示に従い速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

## 第8条（本約款に不同意の場合）

丙は、甲、乙及び連帯保証人等が原契約の締結に必要な記載事項の記載を希望しない、又は本約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、原契約の締結をお断りすることがあります。

## 第9条（個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口）

甲、乙及び連帯保証人等の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせ、利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しては、下記連絡先を窓口とします。

ＳＢＩギャランティ株式会社  
〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目1番1号  
TEL 03-5226-0567  
受付時間：月曜日～金曜日（土日祝祭日を除く）9:00～17:00

## 第10条（原契約が不成立又は終了した場合）

1. 原契約が不成立又は終了した場合であっても、第1条に定める個人情報は、当該契約が不成立又は終了となった理由の如何を問わず、丙が、第1条に基づき引き続き取得・保有・利用・預託することができます。
2. 丙は、法令に定められた訂正等、利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも訂正及び削除いたしません。

## 第11条（適用法、専属的合意管轄）

本約款の適用法は日本国法とし、本約款に関する一切の法的紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第12条（条項の変更）

本約款は、丙の判断により、甲、乙及び連帯保証人等への通知又は同意を得ることなく変更できるものとします。